

大和川流域総合治水対策協議会 (平成29年度)

日 時 : 平成29年 7月 5日 (水)
11:00~12:00
場 所 : ホテルリガーレ春日野
飛鳥の間

議 事 次 第

1. 開 会
2. 大和川流域総合治水対策協議会設置運営要領の改訂
3. 議 題
 - 1) 大和川流域における総合治水に関する条例の内容について
 - 2) パブリックコメントの実施について
4. 総 括
5. 閉 会

配付資料

- ・出席者名簿
- ・配席図
- ・大和川流域総合治水対策協議会 設置運営要領
- ・資料1 「(仮称)大和川流域における総合治水に関する条例」骨子案
- ・資料2 今後のスケジュール(案)
- ・参考1 「(仮称)大和川流域における総合治水に関する条例(案)」の概要
- ・参考2 罰則を規定する項目(案)
- ・大和川ジャーナル 第3号

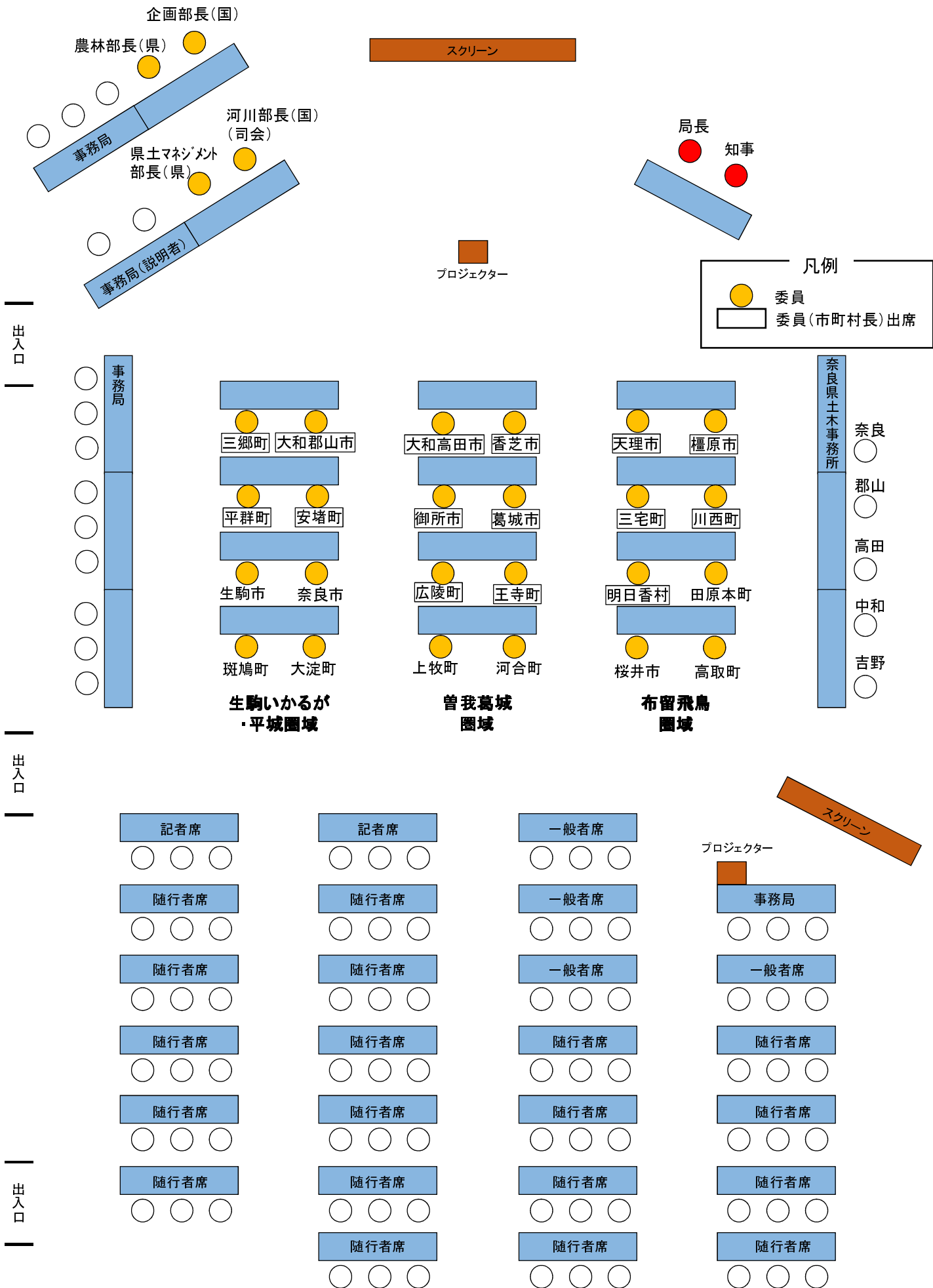
大和川流域総合治水対策協議会 出席者

平成29年7月5日 ホテルリガーレ春日野(飛鳥の間)

協議会委員		
機 関	役 職	氏 名
近畿地方整備局	局 長	池田 豊人
	企画部長	代理)事業調整官 福岡 成和
	河川部長	井上 智夫
奈 良 県	知 事	荒井 正吾
	総務部長	(欠席)
	農林部長	福谷 健夫
	県土マネジメント部長	加藤 恒太郎
奈 良 市	市 長	代理)副市長 津山 恭之
大和高田市	市 長	吉田 誠克
大和郡山市	市 長	上田 清
天理市	市 長	並河 健
橿原市	市 長	森下 豊
桜井市	市 長	代理)副市長 笹谷 清治
御所市	市 長	東川 裕
生駒市	市 長	代理)副市長 山本 昇
香芝市	市 長	吉田 弘明
葛城市	市 長	阿古 和彦
平群町	町 長	岩崎 万勉
三郷町	町 長	森 宏範
斑鳩町	町 長	代理)副町長 池田 善紀
安堵町	町 長	西本 安博
川西町	町 長	竹村 匡正
三宅町	町 長	森田 浩司
田原本町	町 長	代理)部長 森 博康
高取町	町 長	代理)副町長 東 扶美
明日香村	村 長	森川 裕一
上牧町	町 長	代理)副町長 西山 義憲
王寺町	町 長	平井 康之
広陵町	町 長	山村 吉由
河合町	町 長	代理)副町長 東 正次
大淀町	町 長	代理)副町長 中村 吉成

大和川流域総合治水対策協議会 配席図

平成29年7月5日 ホテルリガール春日野(飛鳥の間)



大和川流域総合治水対策協議会設置運営要領

(協議会の設置)

第1条 流域の開発に伴い治水安全度の低下の著しい大和川流域において、治水施設の整備の積極的な推進及び流域の持つ保水、遊水機能の適正な維持等の総合的な治水対策の効率的かつ円滑な実施を図るため、大和川流域総合治水対策協議会を設置する。(以下協議会という。)

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は次の各号に掲げるものとする。

- 1) 大和川流域整備計画を策定すること。
- 2) 上記計画実施の諸施策等の推進に関すること。
- 3) 総合的な治水対策の広報に関すること。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、別表-1に掲げる者をもって組織する。

(協議会の座長)

第4条 協議会の座長は、近畿地方整備局長の職にあるものとする。

2. 座長は、必要があるときは、別表-1に掲げる者以外の参加を求めることができる。

(幹事会)

第5条 協議会に、幹事会を設置する。

2. 幹事会は、協議会から委任された事項の協議を行う。
3. 幹事会は、別表-2に掲げる者をもって組織する。
4. 幹事会の座長は、近畿地方整備局河川部長の職にあるものとする。
5. 座長は、必要があるときは、幹事会に別表-2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(専門部会)

第6条 協議会に、専門部会を設置する。

2. 専門部会は、協議会あるいは幹事会から委任された事項の協議を行う。
3. 専門部会は、別表-3に掲げる者をもって組織する。
4. 専門部会の座長は、近畿地方整備局河川調査官の職にあるものとする。

5. 座長は、必要があるときは、専門部会に別表－3に掲げる者以外の参加を求めることができる。

6. 各機関は窓口代表者を選任する。窓口代表者は議事内容に従って、その都度別表－3の中から出席者を選任するものとする。

(情報の公開)

第7条 協議会は、原則として公開する。但し、座長が必要と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

(事務局)

第8条 協議会、幹事会及び専門部会の事務局は、近畿地方整備局大和川河川事務所及び奈良県県土マネジメント部河川課に置く。

2. 事務局長は、大和川河川事務所長の職にあるものとする。

(経費)

第9条 本協議会の運営経費は、近畿地方整備局、奈良県の両者が協議して負担するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほかは、協議会に図り定めるものとする。

附則

この要領は、昭和58年 2月17日より施行する。

一部改正 昭和60年 7月12日

一部改正 平成15年 5月13日

一部改正 平成24年 5月22日

一部改正 平成25年 4月18日

一部改正 平成27年 2月26日

一部改正 平成28年 2月10日

一部改正 平成29年 2月17日

一部改正 平成29年 7月 5日

大和川流域総合治水対策協議会幹事会組織

○印は座長

近畿地方整備局

奈良県

奈良市

大和高田市

大和郡山市

天理市

橿原市

桜井市

御所市

生駒市

香芝市

葛城市

平群町

三郷町

斑鳩町

安堵町

川西町

三宅町

田原本町

高取町

明日香村

上牧町

王寺町

広陵町

河合町

大淀町

○河川部長

河川調査官

大和川河川事務所長

県土マネジメント部長

政策推進課長

農林部企画管理室長

河川課長

奈良土木事務所長

郡山土木事務所長

高田土木事務所長

中和土木事務所長

吉野土木事務所長

建設部長

環境建設部長

総務部長・都市建設部長

総務部長・建設部長

まちづくり部長

市長公室長・~~産業建設部長~~ 都市建設部長

環境建設部長

総務部長・建設部長

市民環境部長・都市創造部長

総務部長・都市整備部長

総務防災課長・上下水道課長

都市建設課長・観光産業課長

環境整備部長・総務部長

総務部長・都市建設部長

総務課長・産業建設課長

総務部長・産業建設部長

~~土木環境部長~~ まちづくり推進部長

総務部長・産業建設部長

総務課長・~~管理課長~~ 事業課長

地域づくり課長

総務部長・都市環境部長

総務部長・地域整備部長

~~総務部長~~ 危機管理監・事業部長

企画部長・まちづくり推進部長

建設環境部長・総務部長

大和川流域総合治水対策協議会専門部会組織

○印は座長、__印は窓口

近畿地方整備局	○河川調査官、地域河川調整官、広域計画課長、河川計画課長、 地域河川課長、大和川河川事務所長、大和川河川事務所調査課長
奈良県	政策推進課長、地域政策課長、農林部企画管理室長、 農村振興課長、林業振興課長、森林整備課長、 県土マネジメント部企画管理室長、河川課長、 砂防・災害対策課長、都市計画室長、下水道課長、技術管理課長、 住まいまちづくり課長、建築課長、教育委員会学校支援課長
奈良市	奈良土木事務所計画調整課長 郡山土木事務所計画調整課長 高田土木事務所計画調整課長 中和土木事務所計画調整課長 吉野土木事務所計画調整課長
大和高田市	総合政策課長、 <u>河川課長</u> 、 都市計画課長、開発指導課長、下水道計画管理課長、下水道工務課長
大和郡山市	<u>土木管理課長</u> 、都市計画課長、下水道課長 市民安全課長、 <u>建設課長</u> 、管理課長、 都市計画課長、下水道推進課長
天理市	<u>土木課長</u> 、まちづくり事業課長、まちづくり計画課長 監理課長、下水道課長、防災課長
橿原市	<u>道路河川課長</u> 、建築指導課長、 <u>産業振興課長</u>
桜井市	<u>防災安全課長</u> 、 <u>危機管理課長</u> 、 <u>土木課長</u> 、下水道課長
御所市	都市整備課長、 <u>土木課長</u>
生駒市	防災安全課長、経済振興課長、土木課長、下水道課長、 都市計画課長、建築課長、 <u>事業計画課長</u>
香芝市	<u>土木課長</u> 、生活安全課長、都市計画課長
葛城市	<u>建設課長</u>
平群町	総務防災課長、 <u>都市建設課長</u> 、上下水道課長、観光産業課長
三郷町	企画財政課長、都市整備課長、 <u>建設経済課長</u> <u>建設課長</u> 、 下水道課長
斑鳩町	総務課長、建設農林課長、都市整備課長、下水道課長
安堵町	総務課長、 <u>産業建設課長</u>
川西町	総務課長、 <u>産業建設課長</u>
三宅町	<u>土木建設課長</u> <u>産業管理課長</u>
田原本町	総務課長 <u>防災課長</u> 、農政土木課長、観光・まちづくり推進課長、 下水道課長
高取町	総務課長、 <u>管理課長</u> <u>事業課長</u>
明日香村	<u>地域づくり課長</u>
上牧町	総務課長、 <u>まちづくり推進課長</u>
王寺町	総務課長、 <u>建設課長</u>
広陵町	危機管理課長、 <u>都市整備課長</u>
河合町	安心安全推進課長、 <u>まちづくり推進課長</u>
大淀町	総務課長、 <u>建設産業課長</u>

「(仮称)大和川流域における総合治水に関する条例」骨子案

1 条例制定の背景

- 大和川流域では、昭和57年の大和川大水害を契機に、治水対策と流域対策の両面から総合治水に取り組んできた。
- 近年、流域対策の取組が進まないこと、社会情勢の変化に伴って新たな課題が発生しており、課題を克服するための河川、農林及び都市計画の分野における総合治水の取組を一層強化するとともに、総合治水の取組を効果的に組み合わせる実施することが必要である。
- 治水対策、流域対策及び土地利用対策の三つの対策を中心とする大和川流域における総合治水を推進することにより、県民が安全に安心して暮らせる社会や産業の発展を持続的に支える県土の実現を目的とする。

2 条例の考え方

大和川流域の関係者が協力・連携して大和川流域における総合治水を計画的に推進

3 条例の概要

 :ながす対策
 :ためる対策
 :ひかえる対策
 :推進体制
 :罰則

①目的	○ 大和川流域における総合治水に関し基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、大和川流域における総合治水の基本となる事項を定めて、大和川流域における総合治水を計画的に推進することにより、県民が安全に安心して暮らせる社会や産業の発展を持続的に支える県土の実現に資することを目的とする。
②定義	○ 「大和川流域における総合治水」、「特定開発行為」などの定義づけを行う。
③基本理念	○ 大和川流域における総合治水は、大和川流域の関係者の継続的な取組が必要であることに鑑み、大和川流域の関係者が相互に連携し、及び協働することにより推進されること。

④各主体の責務	○ 「県」、「県民」、「事業者」の責務を定める。
⑤財政上の措置	○ 県は、大和川流域における総合治水を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。
⑥河川整備	○ 県は、大和川水系河川整備計画等に基づき、計画的に河川の整備を行い、河川管理施設の的確な維持修繕を実施する。
⑦防災調整池等	<p>○ 特定開発行為をしようとする者は、あらかじめ、特定開発行為の内容を知事に届け出る。変更も同様とする。</p> <p>○ 特定開発行為をする者は、知事が定める基準に基づき、防災調整池その他知事が必要と認める施設（以下「防災調整池等」という。）を設置する。</p> <p>※ 特定開発行為とは、採石法、宅地造成等規制法、砂利採取法、都市計画法に基づく千平方メートル以上の開発及び森林法に基づく一万平方メートルを超える開発を行うための知事の許認可が必要な行為を総称したものをいう。</p>
⑧監督処分	<p>○ 知事は、知事が定める基準に適合する防災調整池等を設置しない者に対し、期限を定めて、防災調整池等の設置を命ずることができる。</p> <p>○ 知事は、特定開発行為をする者が設置する防災調整池等が基準に適合しないと認めるときは、特定開発行為をする者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。</p>
⑨立入検査	○ 知事は、防災調整池の規定の施行に必要な限度において、その職員に特定開発行為の対象となる土地等に立ち入り、関係書類等进行检查させ、又は関係者に質問をさせることができる。
⑩設置の完了の届出等	<p>○ 特定開発行為をする者は、防災調整池等の設置が完了したときは、知事が定めるところにより、知事に届け出る。</p> <p>○ 知事は、設置完了の届出に係る防災調整池等について基準に適合するか否かの検査を行う。</p> <p>○ 防災調整池等の管理者を変更したときは、新たに管理者となった者は、遅滞なく、知事が定めるところにより、その旨を知事に届け出る。</p>

<p>⑪管理者の義務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災調整池等の管理者は、知事が定める基準に基づき、適正な管理を行う。 ○ 知事は、防災調整池等の管理者が適正な管理を怠ったと認めるときは、防災調整池等の管理者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
<p>⑫雨水貯留浸透施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、大和川流域整備計画に基づき、雨水貯留浸透施設を整備するとともに、市町村の取組が促進されるよう当該施設を整備する市町村に対し、必要な支援を行う。 ○ 雨水貯留浸透施設の管理者は、知事が定める基準に基づき、適正な管理を行う。
<p>⑬ため池治水利用施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、大和川流域整備計画に基づき、ため池治水利用施設を整備するとともに、市町村の取組が促進されるよう当該施設を整備する市町村に対し、必要な支援を行う。 ○ ため池治水利用施設の管理者は、知事が定める基準に基づき、適正な管理を行う。
<p>⑭水田貯留施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、大和川流域整備計画に基づき、水田貯留施設を整備するとともに、市町村の取組が促進されるよう当該施設を整備する市町村に対し、必要な支援を行う。 ○ 水田貯留施設の管理者は、知事が定める基準に基づき、適正な管理を行う。
<p>⑮ため池の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ ため池について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、ため池の保全に努める。 ○ 満水面積が千平方メートル以上のため池の全部又は一部を廃止しようとする者は、知事が定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。 ○ 満水面積が千平方メートル以上のため池の全部又は一部を廃止しようとする者は、適切な措置を講ずる。
<p>⑯農地の保全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、農地の保全に努める。

<p>⑰森林の保全</p>	<p>○ 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用又は収益をする者は、森林の保全に努める。</p>
<p>⑱（仮称）市街化抑制区域の指定等</p>	<p>○ 県は、十年につき一回の割合で発生するものと予想される降雨が生じた場合において想定される浸水深が五十センチメートル以上の土地の区域（市街化調整区域内に限る。）を（仮称）市街化抑制区域に指定することができる。また、（仮称）市街化抑制区域を指定したときは、速やかに公表する。</p>
<p>⑲市街化区域への編入の抑制</p>	<p>○ 県は、都市計画区域の区域区分を決定又は変更するときは、原則として、（仮称）市街化抑制区域を新たに市街化区域として定めないものとする。ただし、浸水による県民の生命、身体及び財産に対する著しい被害の発生を防止するための対策が実施され、又は確実に実施されると認められる場合は、この限りでない。</p>
<p>⑳支川流域市町村との協定</p>	<p>○ 県は、大和川の支川の流域において上下流が一体となった施策を推進し、及び大和川の支川の流域の市町村（以下「支川流域市町村」という。）のまちづくりに資するため、支川流域市町村その他事業者と協定を締結することができる。</p>
<p>㉑協定に基づく計画</p>	<p>○ 県は、支川流域市町村と協定を締結したときは、当該支川流域市町村に係る大和川流域における総合治水の推進に関する計画を当該支川流域市町村と策定し、公表する。</p> <p>○ 知事は、毎年度一回、計画に記載された施策の実施状況を公表する。</p> <p>○ 県は、計画に記載された施策について、県が実施するものにあつては積極的に推進し、市町村が実施するものにあつては積極的に支援する。</p>
<p>㉒罰則</p>	<p>○ 次に該当する者に対し、罰則を科する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監督処分及び防災調整池の適正な管理を怠った管理者に対する命令の規定による知事の命令に違反した者 ・ 特定開発行為に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした者 ・ 立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 ・ ため池の廃止に係る届出をせず、又は虚偽の届出をした者

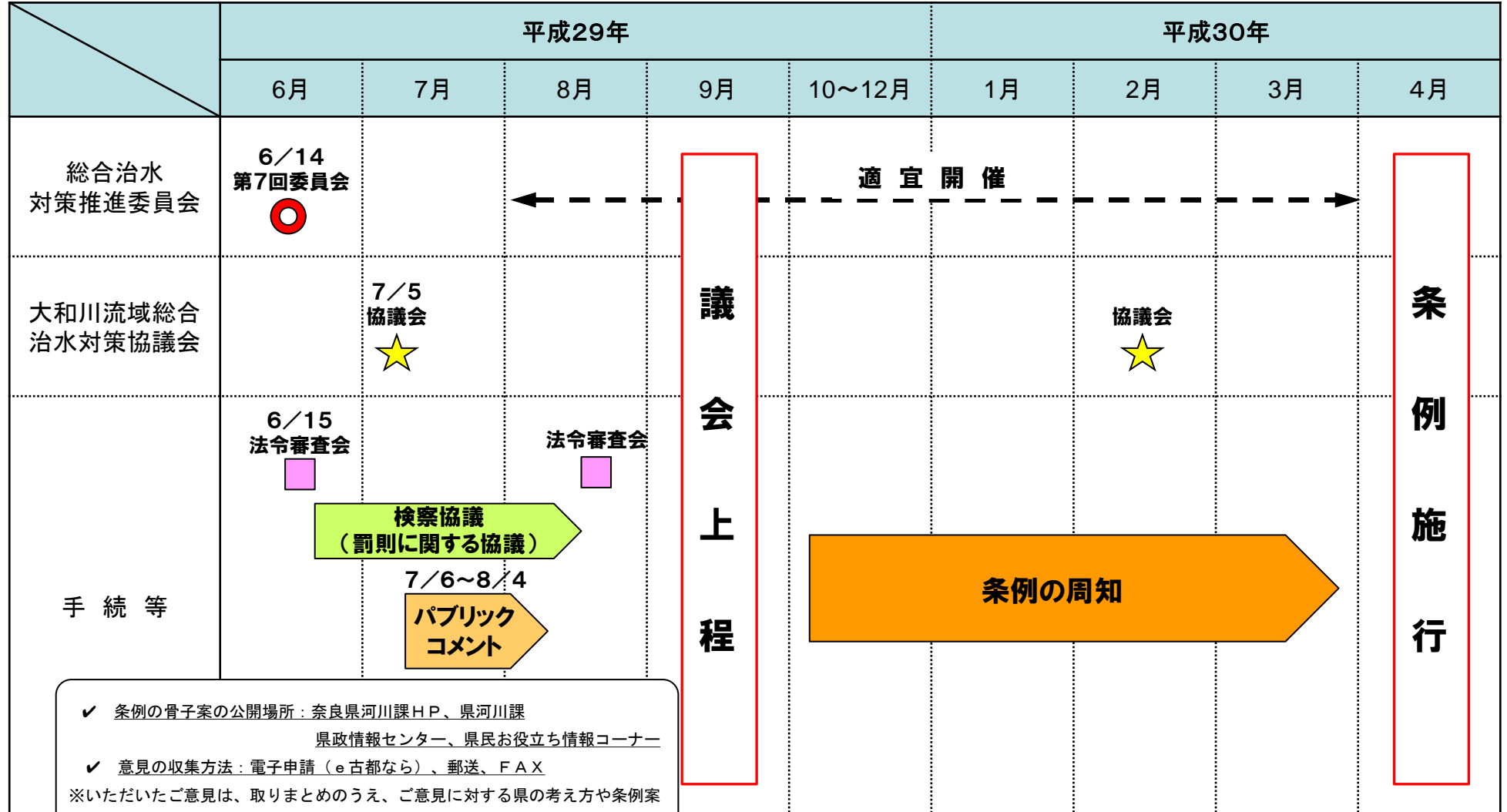
4 施行期日

平成30年4月1日

ただし、⑦防災調整池等、⑧監督処分、⑨立入検査、⑩設置の完了の届出等、⑪管理者の義務、⑮ため池の保全の一部、⑳罰則の項目は平成30年10月1日とする。

● 今後のスケジュール（案）

□ 7月から1ヶ月間のパブリックコメントを行い、9月議会に上程し、平成30年4月に条例施行を目指す



条例制定の背景

- 昭和57年の大水害を契機に取り組んできた総合治水対策について、社会情勢の変化により新たな課題が発生してきました。

課題

- ・ 防災調整池の設置を必要としない小規模開発の増加（3,000㎡未満の開発が約38%に）
- ・ 市町村による流域対策の低迷（ため池治水利用施設の対策率は約44%）
- ・ ため池の減少による保水力の低下（約15年で約400個のため池が減少）
- ・ 浸水被害の恐れのある区域における市街化区域編入 など

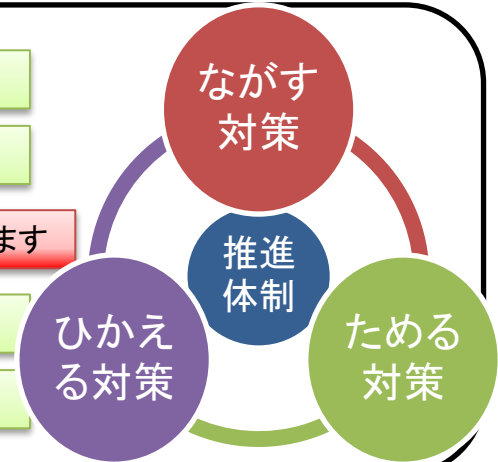
条例の目的

- 大和川流域における新たな課題の解決に向けた取組の強化
- 総合治水の取り組みを体系的に実施

- 浸水被害の軽減及び拡大の防止
- 県民のくらしの向上
- 企業誘致などの基盤となる治水安全度の向上

条例の特徴

- ① 「ながす対策」「ためる対策」「ひかえる対策」の三本柱で総合治水を推進します。
- ② 開発等に伴う防災調整池の対象面積を強化します。【従来】3,000㎡以上 → 【条例】1,000㎡以上
- ⚠ 防災調整池の設置、適正な維持管理義務について知事の命令に従わない場合、罰則が適用されます
- ③ 浸水のおそれのある区域を指定・公表し、原則として市街化区域への編入を行いません。
- ④ 総合治水の推進のため、協定を締結し市町村を支援するなど推進体制をつくります。



ながす対策（治水対策）

降った雨を河川で安全に流すために、河川整備や維持管理を行います。

- ・ 大和川水系河川整備計画に基づき、河川の整備、河川管理施設の維持管理を行う。

ひかえる対策（土地利用対策）

浸水のおそれのある区域での市街化を抑制します。

- ・ (仮称)市街化抑制区域を指定し、公表します。

💡 (仮称)市街化抑制区域とは、10年確率降雨で想定浸水深が50cm以上の区域(市街化調整区域に限る)

- ・ (仮称)市街化抑制区域を、新たに市街化区域として定めないものとする。(対策が講じられる場合は除く)

ためる対策（流域対策）

降った雨が一気に川に流れ出ないように、一時的に雨を貯める対策を行います。

- ・ 特定開発行為をしようとする者は、知事が定める基準に適合する防災調整池を設置しなければなりません。
- ・ 防災調整池の設置が完了したときは、管理者等を届け出なければなりません。
- ・ 防災調整池の管理者は、知事が定める基準に基づき、防災調整池の機能を維持するために適正な管理を行わなければなりません。

💡 特定開発行為とは

- ① 1,000㎡以上の都市計画法、宅地造成等規制法、採石法、砂利採取法の規定により知事の許可又は認可を受けなければならない開発行為等
- ② 10,000㎡以上の森林法の規定により知事の許可を受けなければならない開発行為

- ・ 雨水貯留浸透施設の整備と適正な管理
- ・ ため池治水利用施設の整備と適正な管理
- ・ 水田貯留施設の整備と適正な管理
- ・ ため池の保全 ・ 農地の保全 ・ 森林の保全

総合治水の推進体制

流域の上下流市町村が連携して一体的に取り組む仕組みをつくります。

- ・ 県と市町村は総合治水の推進に関する協定を締結することができます。
- ・ 協定を締結したときは、県と市町村は総合治水の推進に関する計画を策定します。
- ・ 計画に基づく県の施策を積極的に実施し、計画に基づく市町村の施策を積極的に支援します。

罰則を規定する項目(案)

項目	内容	対象者	実効性を担保する手法
⑦防災調整池等	特定開発行為をしようとする者は、あらかじめ、特定開発行為の内容を知事に届け出る。 変更も同様とする。	事業者	特定開発行為の内容を届け出ない場合 罰則(罰金) を科す
	特定開発行為をする者は、知事が定める基準に基づき、防災調整池その他知事が必要と認める施設(以下「防災調整池等」という。)を設置する。		技術的基準に適合する 防災調整池を設置しない場合 監督処分 又は 立入検査 を行う
⑧監督処分	知事は、知事が定める基準に適合する防災調整池等を設置しない者に対し、期限を定めて、防災調整池等の設置を命ずることができる。		命令に従わない場合 罰則(懲役又は罰金) を科す
	知事は、特定開発行為をする者が設置する防災調整池等が基準に適合しないと認めるときは、特定開発行為をする者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。		
⑨立入検査	知事は、防災調整池の規定の施行に必要な限度において、その職員に特定開発行為の対象となる土地等に立ち入り、関係書類等を検査させ、又は関係者に質問をさせることができる。	事業者 管理者	立入検査を拒み、妨げ、若しくは 忌避し、又は質問に対して陳述をせず、 若しくは虚偽の陳述をした場合 罰則(罰金) を科す
⑩設置の完了の届出等	特定開発行為をする者は、防災調整池等の設置が完了したときは、知事が定めるところにより、知事に届け出る。	事業者	規則で定める事項を届け出ない場合 立入検査 を行う
	防災調整池等の管理者を変更したときは、新たな管理者となった者は、遅滞なく、知事が定めるところにより、その旨を知事に届け出る。	管理者	規則で定める事項を届け出ない場合 立入検査 を行う
⑪管理者の義務	防災調整池等の管理者は、知事が定める基準に基づき、適正な管理を行う。		基準に基づいて適正な 管理を行っていない場合 監督処分 又は 立入検査 を行う
	知事は、防災調整池等の管理者が適正な管理を怠ったと認めるときは、防災調整池等の管理者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。	命令に従わない場合 罰則(懲役又は罰金) を科す	

過料を規定する項目(案)

項目	内容	対象者	実効性を担保する手法
⑮ため池の保全	満水面積が千平方メートル以上のため池の全部又は一部を廃止しようとする者は、知事が定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。	ため池を 廃止しよう とする者	規則で定める事項を届け出ない場合、 過料 を科す